

聖籠町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月十三日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第十四号

聖籠町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例
聖籠町道路占用料等徴収条例（昭和三十八年聖籠町条例第九号）の一部を次のように改正する。

別表政令第七条第一号に掲げる物件の項中「第七条第二号」を「第七条四号」に改め、同項の次に次のように加える。

政令第七条第二号に掲げる工作物	占用面積一平方メートルにつき一年	八二〇
政令第七条第三号に掲げる施設		Aに〇・〇二八を乗じて得た額

別表政令第七条第二号に掲げる工事用施設及び同条第三号に掲げる工事用材料及び政令第七条第四号に掲げる仮設建築物及び同条第五号に掲げる施設の項中「第七条第二号」を「第七条第四号」に、「同条第三号」を「同条第五号」に、「第七条第四号」を「第七条第六号」に、「同条第五号」を「同条第七号」に改め、同表政令第七条第六号に掲げる施設、政令第七条第七号に掲げる施設、政令第七条第八号に掲げる施設及び自動車駐車場、政令第七条第九号に掲げる応急仮設建築物、政令第七条第十号に掲げる器具及び政令第七条十一号に掲げる施設の項中「第七条第六号」を「第七条第八号」に、「第七条第七号」を「第七条第九号」に、「第七条第八号」を「第七条第十号」に、「第七条第九号」を「第七条第十号」に、「第七条第十号」を「第七条第十一号」に、「第七

二号」に、「第七条第十一号」を「第七条第十三号」に改め、同表備考第七号中「第七条第十号及び第十一号」を「第七条第八号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第十三号」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。